

8 外出の支援

8-1 移動の支援

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時に必要な介助や情報提供などを行います。サービスの内容、手続きなどについては1～7ページをご覧ください。

●行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要支援、外出支援を行います。サービスの内容、手続きなどについては1～7ページをご覧ください。

●移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方に、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等を支援します。サービスの内容、手続きなどについては8～9ページをご覧ください。

●身体障害者補助犬の給付

身体障がい者の自立と社会参加を促進することを目的として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付します。

対 象

- ① 盲導犬 18歳以上で視覚障がい1級の方
- ② 介助犬 18歳以上で肢体不自由1、2級の方
- ③ 聴導犬 18歳以上で聴覚障がい2級の方
(ただし、下記のいずれにも該当する方)
 - (1) 都内におおむね1年以上居住している方
 - (2) 自己の所有する家屋以外に居住する場合は、身体障害者補助犬の飼育について家屋の所有者、管理人の承諾が得られる方
 - (3) 世帯の所得税額が月額平均7万7000円未満である方
 - (4) 所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に管理できる方
 - (5) 社会活動への参加に効果があると認められる方

8-2 交通機関の割引

翌4月～
年4月 税



●福祉タクシー券の利用

窓 □ 障がい者支援課 障がい者給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

電車やバス等通常の交通機関を利用することが困難な心身障がい者が、タクシーを利用する場合にその運賃の一部を助成します。

対 象 下肢・体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1級、内部障がい1級の身体障害者手帳をお持ちの方、愛の手帳1度もしくは、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

制 限

- ① 本人の市民税所得割額が23万5千円以下であること。
- ② 自動車等燃料費助成との併給制限があります。
- ③ 福祉タクシー券の交付金額には制限があります。

● JR・私鉄等の運賃割引

身体障がい者などの経済的負担を軽減し、自立を促進することを目的として、本人や介護人がJR・私鉄等を利用する場合、運賃が割引になります。詳細については、各鉄道会社にお問い合わせください。

〈JRの例〉

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の第2種障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種及び第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。)

・窓☐ JR東日本お問い合わせセンター ☎050-2016-1600

※第1種・第2種の別は身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳に記載されています。

●その他の交通機関の運賃割引

窓 □ 障がい者支援課 障がい者給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

種 類	対 象 者		割引率	その他の参考事項
都 営 交 通 ・ 都 バ ス ・ 都 営 地 下 鉄 ・ 都 電 ・ 日 暮 里 ・ 舎 人 ラ イ ナ ー	単 独 利 用	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で都内に居住する方	本 人 10 割 介 護 人 5 割	※無料パスを発行します。 ※介助者の方は、手帳の提示で割引します。 ※シルバーパスとの併用はできません。
	介 護 者 用	身体障害者手帳、愛の手帳所持者で都内に居住する方の介護者1名 ※地下鉄(日暮里舎人ライナーを除く)の場合、運賃割引に関しては、第1種身体障がい者、定期券割引に関しては第1種身体障がい者と12歳未満の第2種身体障がい者に限る(愛の手帳所持者は手帳の種別を問わず、介護者割引を適用)。		
民 営 バ ス	単 独 利 用	① 身体障害者手帳 ② 愛の手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 } 所持者	5 割	※手帳所持者が単独で乗車するときは、手帳を提示すれば割引を受けられます。 ※12歳未満の障がい児は小児運賃の5割引となります。
	介 護 者 用	④ 第1種身体障がい者とその付添人 ⑤ 愛の手帳所持者とその付添人 ⑥ 第2種身体障がい者は、福祉事務所長が介護の必要性を認めた場合のみ可		
	定 期 券	上記の①②④⑤⑥に同じ	3 割	割引申込書を発行します。手帳と印鑑をお持ちください。
航 空 機 旅 客 船 フ ェ リ ー	① 身体障害者手帳 ② 愛の手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 } 所持者 および 介 護 人	各会社により手帳の種別等適用となる範囲が異なります。詳しくは各会社へお問い合わせください。	各 会 社 に よ り 異 なる。	航空券等購入の際に手帳を提示してください。

●タクシー料金の割引制度

窓 □ 東京ハイヤー・タクシー協会

☎ 03-3264-8080

タクシー乗車の際、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、写真による本人確認が済んだ後、運賃の割引を申し込むと、乗車料金の10%が割引されます。福祉タクシー券と組み合わせても利用できます。

※乗車するタクシー事業者が、割引を実施しているかどうかを、乗車前に必ずご確認ください。

●リフト付タクシーの利用

窓 □ 高齢者支援課 高齢者支援係

☎ 0422-29-9271 Fax 0422-48-2813

申込先 つくば観光交通株式会社（申込みは電話で2か月前から前日まで）

☎ 042-360-8989 もしくは 042-360-2266

車いすやストレッチャーのまま乗降できるタクシーです。通院や入退院等に利用できます。

対象 市内に住む、おおむね65歳以上の方又は重度の身体障がい者で、車いすを使用している、寝たきりの状態にあるなど、一般の交通手段（バス・電車・タクシー等）を利用するのが困難な方（目安：要介護3以上、身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の方）

費用 普通のタクシー料金ですが、迎車料金と初乗り料金が免除されます。

制限

- ① 利用回数は、1ヶ月に3回まで
（ただし、同一日の病院の送迎等は1回と数えます。）
- ② 運行時間帯は、毎日午前8時～午後8時
- ③ 利用時に介護保険被保険者証又は身体障害者手帳の提示をお願いします。

●福祉有償運送（みたかハンディキャブ）の利用

窓 □ 特定非営利活動法人（NPO法人）みたかハンディキャブ

☎ 0422-41-0185 Fax 0422-41-0274

（入会等については、電話にてご相談ください。）

車いすのまま乗れる車で、日常の通院・通所のほか、買物等の外出に利用できます。市内のNPO法人みたかハンディキャブが運営しています。

対象 三鷹市在住の障がい者、高齢者等で、一人では公共交通機関の利用が困難な方
※利用する場合は、

- ① 会員になること
- ② 4日前（土日祝休日を含まない）までに予約をすること
- ③ 介助者が同乗すること

等の条件があります。

費用 年会費 4,000円（利用者+介助者1人分）

三鷹市内：片道500円（基本料金）

三鷹市外：片道500円（基本金額）+事務所から目的地までの距離
1Kmあたり100円ただし100円未満は四捨五入

※有料道路料、駐車料金等は実費負担

※運行前日午後1時以降に予約をキャンセルした場合はキャンセル料500円

8-3 自動車に関する助成

●自動車燃料費の助成

窓口 □ 障がい者支援課 障がい者給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577



マイナンバーを
ご提示ください

障がい者本人又は本人と同一生計の扶養義務者が、所有する自動車を障がい者本人の日常生活のために運転する場合、自動車燃料費の一部を助成します。

内容 1ℓあたり50円、月50ℓまで。福祉タクシー券併給の場合は月30ℓまで

対象 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の方

制限 本人及び本人と同一生計の扶養義務者全員の市民税所得割額が12万円以下
自動車の所有者及び運転者は、本人又は同一生計の扶養義務者に限る。

手続 次のものを持参し、窓口へ

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 車検証の写し
- ③ 振込先口座番号

●有料道路通行料の割引

窓口 □ 障がい者支援課 障がい者給付係

☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

問合せ 有料道路ETC割引登録係 ☎ 045-477-1233 (平日9時～17時)

有料道路の料金が通常の5割引になります。

対象 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方で、ご本人が運転される方
(2) 第1種身体障がい者や第1種愛の手帳をお持ちの方で、介護者等が運転する車に乗車される方

手続 (1) オンライン申請 (ETC 利用申請に限る)。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

(2) 窓口申請 (次のものを持参し、窓口へ)。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 車検証 (電子車検証の場合は併せて「自動車検査証記録事項」を持参)
※対象車両には、営業用を除くなどの条件があります。
- ③ 運転免許証 (本人運転の場合のみ)
- ④ ETC カード (18歳未満は保護者名義、18歳以上は本人名義のもの)
- ⑤ ETC 車載機管理番号がわかるもの (セットアップ申込書・証明書など)

※②④⑤はETCを利用する場合のみ

(3) その他

条件によっては、レンタカーなども割引の対象となることがあります。



●自動車教習費の助成

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

一般の交通機関の利用が困難な身体がいにに対し運転免許を習得する費用の一部を助成します。

対 象 三鷹市に3ヶ月以上居住し、運転免許適正試験に合格した歩行が困難な身体障がい者で、障がいの程度が次のいずれかに該当する方

- ① 下肢・体幹機能障がい1～5級
- ② 内部障がい1～4級
- ③ その他の障がい1～3級

制 限 本人の前年所得税が40万円以下であること

金 額 ① 入所費、教習費及び教材費として164,800円以内
② 限定解除費として20,600円以内
③ 教習に通う交通費等として実費から1万円を控除した額。
ただし5万円を限度。

●自動車改造費の助成

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

重度身体障がい者が、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部をその障がいに合わせて改造する必要があるとき、改造費の一部（最大133,900円）を助成します。

対 象 18歳以上で、身体障害者手帳1～2級の上肢、下肢又は体幹機能障がいの方

制 限 前年所得額が次の表の額を超える方は対象となりません。

扶養親族等の数	本人の所得金額	扶養義務者等の所得金額
0人	3,500,000円	5,688,000円
1人	3,830,000円	5,937,000円
2人	4,160,000円	6,150,000円
3人	4,490,000円	6,363,000円
4人以上	1人につき33万円加算	1人につき21万3千円加算

●駐車禁止規制の除外

窓 □ 三鷹警察署

☎ 0422-49-0110

除外対象とする自動車を特定せず、「駐車禁止等除外標章」の交付を受けた障がい者本人が現に使用中の自動車が規制の除外対象となります。タクシーや福祉車両等幅広く使用できます。

対 象 都内に住所を有し、次に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障がいの区分		等級
身体障害者 手帳	視覚障がい		1級～3級（4級の一部）
	聴覚障がい		2級又は3級
	平衡機能障がい		3級
	上肢機能障がい		1級（2級の一部）（両上肢の著しい障がい）
	下肢機能障がい		1級～4級
	体幹障機能障がい		1級～3級
	運動機能 障がい	上肢機能	1級又は2級 （一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1級～4級
	心臓・じん臓・呼吸器・ 小腸・ぼうこう・直腸		1級又は3級
	免疫機能障がい		1級～3級
	肝臓機能障がい		1級～3級
（再認定診査が指定されている方は、再認定審査が終了している方）			
愛の手帳	1度又は2度		
精神障害者保健 福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾 病児童手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

このページは空白です

9 コミュニケーション支援

9-1 視覚障がい

●読み書き支援員の派遣

窓 □ **みたかボランティアセンター**

☎ 0422-76-1271 Fax 0422-76-1273

日常生活上必要とする情報を提供するため、視覚障がい者の自宅に日常生活上の文書（カタログ、パンフレット、郵便物など）の読み上げなどのための支援員を派遣します。

対 象 三鷹市内在住の視覚障がいの方（身体障害者手帳のある方またはそれに準ずる方）

費 用 無料

●広報みたか（点字版・音声版）

窓 □ **広報メディア課** ☎ 0422-29-9037 Fax 0422-76-2490

市からのお知らせを、広報みたか点字版（月1回）と録音による声の広報（月2回）で届けています。声の広報の利用はデジシーCD版かカセットテープ版いずれか一方のみとなります。また、声の広報デジシーCD版の最新号のデータは、市のホームページからダウンロードできます。

●みたか議会だより（声の議会だより：音声）

窓 □ **議会事務局** ☎ 0422-44-0249 Fax 0422-45-1031

市議会の各定例会と臨時会の内容をお知らせするため「声の議会だより」を年に4、5回発行しています。利用はデジシーCD版かカセットテープ版いずれか一方のみとなります。

●広報東京都（点字版・音声版）

窓 □ **東京都生活文化局広報公聴部広報課** ☎ 03-5388-3093

都政の重要政策についての解説、都民生活に必要な情報や催しなどを掲載し、毎月1日発行です。音声ファイルはホームページで公開しています。デジシー版の個別配送をしています。

●都議会だより（点字・音声）

窓 □ **東京都議会議会事務局管理部広報課**

☎ 03-5320-7126 Fax 03-5388-1779

本会議を中心に、議会活動の様をお知らせする「都議会だより」の点字版・テープ版は、希望される方にお送りしています。

●都政刊行物（点字・音声）

窓 □ **東京都盲人福祉協会** ☎ 03-3208-9001 Fax 03-3208-9005

都政刊行物のうち特に視覚障がい者に必要な情報を、点字またはテープとして毎月1点作成、配布します。

対 象 原則として都内在住、在宅の18歳以上の身体障害者手帳を持つ視覚障がい者

●点字即時情報ネットワーク事業

窓 □ 東京都盲人福祉協会 ☎ 03-3208-9001 Fax 03-3208-9005
月曜から金曜の間、新聞等から福祉関係の記事を抜粋し点字化して、希望者に配布しています。メール版、電話ナビゲーションサービスによる音声での提供もしています。

●市立図書館でのサービス（事前の利用登録が必要です）

窓 □ 三鷹市立三鷹図書館（本館） 障がい者サービス担当
☎ 0422-43-9151 Fax 0422-43-0332

対 象 三鷹市在住・在勤・在学で視覚障がい等の方
（障害者手帳のある方またはそれに準ずる方）

◆対面朗読サービス

利用者の希望する資料を、図書館の対面朗読室等で朗読します。

◆録音図書の出借

三鷹図書館所蔵のほか、全国の図書館から取り寄せて貸出しができます。

◆新聞・図書案内情報の提供

定期的に録音図書を作成して貸出しています。

◆個人録音図書の作成

利用者の希望する資料（本、雑誌、新聞、学校の講義資料、家電製品の取扱説明書等）を録音して提供します。

◆点字図書の出借

三鷹図書館所蔵の点字図書を貸出しています。

◆大活字本の閲覧・貸出

三鷹市立図書館各館に所蔵しており、どなたでも利用できます。貸出しには図書館の利用カードが必要です。

◆その他のサービス

来館困難な方を対象として、自宅まで図書館の本を配達します。利用するには、事前の利用登録が必要です。

●点字・録音図書の製作、貸出、配信

窓 □ 日本点字図書館 ☎ 03-3209-0241 Fax 03-3204-5641
東京ヘレン・ケラー協会 点字図書館
☎ 03-3200-0987 Fax 03-3200-0982
日本視覚障害者団体連合 点字図書館
☎ 03-3200-6160 Fax 03-3200-7755

単行本や雑誌の内容を収録した点字図書・録音図書を製作し、貸出・配信しています。

●政府広報（点字版・音声版）

窓 □ 内閣府大臣官房政府広報室広報第1担当

☎ 03-5253-2111（内線 82770・82762・82767）

内閣府では政府の施策や取組を分かりやすい内容にまとめた音声版広報 CD「明日への声」と、点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を発行しています。

両広報とも政府広報ウェブサイトで公開しています。

音声版広報 CD「明日への声」：

<https://www.gov-online.go.jp/media/cd/>

点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」：

<https://www.gov-online.go.jp/media/katsujii/>

9-2 聴覚障がい

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

窓 □ 障がい者支援課 障がい者支援係

☎ 0422-29-9232 Fax 0422-47-9577

家庭生活や社会生活の中で、意思疎通を円滑に行うために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

対象 三鷹市内に住む身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者等の方
手続 所定の申請書で申し込んでください（ファクス、直接持参または電子メール）。
なお、電子メールによる申請を希望される方は、あらかじめ登録が必要となります。

費用 無料。ただし、手話通訳者及び要約筆記者の交通費(市外の場合)などは負担していただきます。

●手話通訳者の配置

窓 □ 障がい者支援課 障がい者支援係

☎ 0422-29-9232 Fax 0422-47-9577

毎週金曜日に市役所障がい者支援課（本庁舎1階 16番窓口）に手話通訳者を配置しています。市役所（本庁舎、第2、第3庁舎）、教育センター及び元気創造プラザ内での手続きや相談に同行し通訳します。聴覚障がい者の携帯電話等を利用した電話通訳も行います。申し込み手続きは不要です。

対象 三鷹市役所を訪れた聴覚障がい者等の方

●コミュニケーション機器の貸出

窓 □ 東京手話通訳等派遣センター ☎ 03-3352-3335 Fax 03-3354-6868

聴覚障がい者の方及び保護者（都内在住者）、聴覚障がい者団体（都内団体）に、オーバーヘッドプロジェクター、磁気ループ、ビデオプロジェクターを貸出します。

●映像ライブラリーの貸出

窓 □ 聴力障害者情報文化センター ☎ 03-6833-5001 Fax 03-6833-5000

聴覚障がい者の方に映像ライブラリーの貸出しを行っています。

●東京都障害者福祉会館の利用

窓 □ 東京都障害者福祉会館 ☎ 03-3455-6321 Fax 03-3453-6550

談話室のほか、印刷室等の設備も利用できます。また、相談事業（ピアカウンセリング、法律相談）、視覚障がい者日常生活情報点訳等サービスも行っていきます。

費用 無料

●議会傍聴時の手話通訳の実施

窓 □ 議会事務局 ☎ 0422-44-0249 Fax 0422-45-1031

市議会本会議及び委員会において、手話通訳を行っています。

対象 聴覚障がいのある方で希望される方

手続 市議会本会議及び委員会の各開催日の1週間前までに、希望する日程（午前・午後）・氏名・連絡先をファクスで申し込んでください。

費用 無料

●本会議インターネット中継の字幕配信

窓 □ 議会事務局 ☎ 0422-44-0249 Fax 0422-45-1031

市議会本会議インターネット中継画面における字幕配信と議場内傍聴席に設置したモニターによる字幕表示を行っています。

●コミュニケーションツール

耳や言葉の不自由な方が、外出先等で近くの方にご協力をお願いするコミュニケーションツールがあります。

窓 □ NTT 東日本 Web サイト：

http://www.ntt-east.co.jp/kouken/torikumi/denwaonegai_web/

電話お願い手帳Web版及びアプリ版のダウンロードが可能です。

窓 □ 日本財団電話リレーサービス Web サイト：<https://nftrs.or.jp/>

聞こえない人と聞こえる人を、オペレータが通訳して電話でつなぐサービスです。

10 防災・安全安心

10-1 安全・安心のために

●緊急時のメール・FAXによる通報

窓 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

聴覚または言語・音声等に機能障がいのある方は、緊急時にメールやFAXで通報できます。

110番通報

◆スマートフォンから◆

「警視庁110番サイト通報アプリ」をインストールし通報してください。
アプリを立ち上げ「練習モード」で通報の練習ができます。

◆携帯電話から◆

「警視庁110番サイト <http://mpd110.jp/>」に接続して通報してください。
通報の練習には「<http://mpd110.jp/tr>」に接続します。

119番通報

◆メールによる通報（事前登録が必要）◆

スマートフォンまたは携帯電話から「entry-13000@entry03.web119.info」あてに空メールを送信し返信メールにしたがって登録してください。登録には必ず障がい内容を入力し、@entry03.web119.infoが受信できるよう設定してください。

◆FAXによる通報◆

- ① 通報内容（火事・救急・ガス漏れ・その他）
- ② 住所（建物の名前など詳しく記載）
- ③ 氏名・年齢
- ④ 電話番号とFAX番号
- ⑤ 詳しい状況を紙に書いて、局番なし119をダイヤルして送信します。
あらかじめ、②～④を記入した用紙をFAX機のそばに準備しておくとう便利です。

10-2 災害時に備えて

●災害時避難行動要支援者支援事業

窓 地域福祉課 地域ケア推進係

☎ 0422-29-9235 Fax 0422-29-9620

◆避難行動要支援者名簿・個別避難計画

災害対策基本法にもとづき、要件に該当する方を記載した避難行動要支援者名簿を作成します。その内、特別な配慮を必要とする方には、個別避難計画の作成を求めています。

平常時からの情報提供に同意された方の名簿及び個別避難計画の情報については、協定を締結した避難支援等関係者（三鷹消防署、三鷹警察署、民生・児童委員、地域包括支援センター、町会、自治会等）と共有し、日頃からの住民同士の支え合いを基本とした円滑で迅速な避難支援体制の整備を進めています。

●在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針にもとづき、在宅で人工呼吸器を使用している障がい者・児に対して個別の災害時支援計画を作成しています。災害時に適切な行動をとることができるように関係機関（保健所、訪問看護事業所等）と共有して取り組んでいます。

●緊急情報を様々な方法で配信します

窓 □ 防災安全部 防災課

☎ 0422-24-9102 Fax 0422-45-1190

災害時には、防災行政無線による放送のほか、三鷹市ホームページ、安全安心メール、三鷹市公式X（旧 Twitter）、公式LINEなどで緊急情報を配信しています。また、電話をかけるだけで防災無線の放送内容を確認することができる「防災行政無線自動電話応答サービス」やスマートフォンをお持ちでない方を対象にした「災害時緊急情報配信サービス」による配信も実施しています。

◆安全安心メール

maam@req.jpへ空メールを送信し、送信後に送られてくるメールから登録してください。

◆防災行政無線自動電話応答サービス

0120-119-921 へ電話をかけてください。

◆災害時緊急情報配信サービス

自宅の固定電話やFAXへ緊急情報を配信します。

登録には条件がありますので、防災課までお問い合わせください。

●ヘルプカード

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

ヘルプカードは「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結びカードです。障がいのある人が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくします。

対象 市内在住で、障がいのある等、配慮が必要な方

手続 直接窓口へ。お渡しに際して受領票にご記入をお願いします。

●ヘルプマーク

窓 □ 東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課

☎ 03-5320-4147 Fax 03-5388-1413

障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう東京都が作成したマークです。

三鷹市民でご希望の方には、三鷹市でも配布しています。

対象 都内在住で、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

手続 直接窓口へ。（お渡しに際して受領票にご記入をお願いします。）

または、都営地下鉄や多摩モノレール各駅務室、都営バス各営業所（一部地域を除く）東京都心身障害者福祉センター等で配布しています。取りに行くことが困難な場合は、郵送での対応をしています。

●救急医療情報キット

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係（対象①）

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

高齢者支援課 高齢者支援係（対象②）

☎ 0422-29-9271 Fax 0422-48-2813

各地域包括支援センター（対象② 113 ページ参照）

もしもの時に備え、かかりつけ医療機関や持病等、救急医療活動に必要な情報をシートにまとめ、冷蔵庫に保管しておくことができます。

対象 ① 65歳未満で、身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方又は指定難病患者（障害者総合支援法の対象 疾病）のみの世帯

② 65歳以上の高齢者

●あんしんキーホルダー

窓 □ 各地域包括支援センター（113ページ参照）

かばんなどにつけて携帯することで、外出先の緊急時などに、医療機関や警察署、消防署等が担当の地域包括支援センターへ連絡を取り、身元の確認や家族への連絡に情報を活用することができます。

対 象 ①おおむね 65 歳以上の市民の方

②40～64 歳の市民の方で、介護保険の要介護認定結果が要介護・要支援の方

11 選挙

11-1 障がい者のための制度

窓 □ 選挙管理委員会事務局 ☎ 0422-29-9794 Fax 0422-48-2940

●投票所での投票

心身の故障などのため、自ら投票の記載ができない方は、投票所の係員に代理での記載を求めることができます。筆談も可能です。また、目の不自由な方は点字で投票することができます。投票所にはコミュニケーションボードが備えおいてあります。

●不在者投票

- ① 東京都選挙管理委員会が指定する病院、施設等に入院・入所している方はその施設で不在者投票をできる制度があります。
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、下表の要件に該当する方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて郵便等投票ができます。本人が三鷹市の選挙人名簿に登録されていて、本人および候補者氏名等を自分自身で書ける方に限ります（ただし、③の代理記載制度該当者を除く）。

郵便等投票証明書の交付対象

手帳等の種類	障がい等	程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

- ③ 郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた方は、あらかじめ三鷹市選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象

手帳等の種類	障がい等	程度
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

●音声・点字版選挙のお知らせ

視覚等に障がいがあり、点字または音声による候補者情報を希望する選挙人の方へ、点字版・音声版（デイジー版CD、カセットテープ）選挙のお知らせを配布しています。窓口での配布、指定された住所へ郵送を行っています。

●投票支援シートをご利用ください

市役所の窓口や、障がい者の関係施設で、支援が必要な方向けに「投票支援シート」を配布しています。

投票支援シートには、代理投票の希望の有無や、投票する際にお手伝いが必要なことや気をつけてほしいことなどを書くようになっています。

☆ とうひょうしえん 投票支援シート ☆

※^{うけつけ}受付でこのシートと^{にゅうじょうせいりけん み}入場整理券を見せてください。

^{だいりとうひょう きぼう}代理投票を希望しますか？

(はい ・ いいえ)

^{てつだ ひつよう}ほかにお手伝いが必要なことや、
^{き おし}気をつけてほしいことがあれば教えてください。

^{こま}困ったことがあれば、^{とうひょうじよ かかりん こえ}投票所の係員に声をかけてください。
^{みな てつだ}皆さんのお手伝いをします。



^{み た か し せんきよ かんり いん かいじむきよく}
三鷹市選挙管理委員会事務局 直通:(0422)29-9794

〒181-8555 ^{み た か し の ぎ き い つ ち ょ う め ばん ご う だ い だ ん ち ょ う し ゃ}三鷹市野崎一丁目1番1号 第三庁舎 FAX:(0422)48-2940

12 子ども

12-1 発達に関する相談

●お子さんの発達相談

窓 □ 子ども発達支援センター（元気創造プラザ1階）

☎ 0422-45-1122 Fax 0422-45-1178

妊娠期～18歳の子どものとその保護者を対象に、子育てに関するあらゆる相談、問い合わせに、相談員、保健師、栄養士等が応じます。

●発達健康診査

窓 □ 総合保健センター（元気創造プラザ2階） 子ども家庭課母子保健係

☎ 0422-46-3254 Fax 0422-46-4827

専門医師による発育発達の健康診査及び相談、理学療法士等による運動発達面の相談などを行います。

●子育て相談

窓 □ 総合保健センター（元気創造プラザ2階） 子ども家庭課母子保健係

☎ 0422-46-3254 Fax 0422-46-4827

ことばが心配、気になるくせがある、お友達とうまく遊べないなど、発達面で気になることや、お子さんとの関わり方について心理相談員が相談に応じます。保護者の気持ちについてもご相談をお受けします。予約制ですので、ご希望のかたは窓口へご連絡ください。

●こころとからだの発達相談

窓 □ 教育委員会 学務課総合教育相談室（教育センター）

☎ 0422-45-1151 内) 3255

小児科・精神科の専門医がお子さんの精神や身体発達（知的発達の遅れ、ことばの遅れ、夜尿、チック等）の相談に応じます。

対 象 総合教育相談室や学校、幼稚園、保育園、市内関連機関等の担当者とすでに相談している方

12-2 保育など

●児童発達支援・放課後等デイサービス

サービスの内容、手続きなどについては、10～12ページをご覧ください。

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●学童保育所での障がい児保育

窓 □ 教育委員会 地域学校協働課 ☎ 0422-29-8349 Fax 0422-43-0320

保護者の就労・病気その他の理由により家庭において十分な育成を受けられない小学校第6学年以下（ただし、第4学年以上の児童については、第3学年以降の各学年において学童保育所に入所していること）の児童で、必要な要件を満たしている場合には入所することができます。医療的ケアが必要である場合は、別途ご相談ください。

対 象 集団生活が可能で、原則として保護者等による送迎が可能な障がいのある児童

●ケアプラス保育（障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要としたお子さんの保育）

窓 □ 子ども育成課 ☎ 0422-29-9672 Fax 0422-48-3852

障がい児・医療的ケア児等、特別な配慮を必要とする乳幼児に対し、1：1で保育士等を配置し、関係機関と連携のもと、クラス集団の中で保育をおこないます。

対 象 保護者の「保育を必要とする事由」（保護者の就労等）がある方。障がい児・医療的ケア児等特別な配慮を必要とし、集団保育が可能なお子さん。

◆障がい児：障がいの程度が中・軽度で、0歳児から就学前児童

◆医療的ケア児：障がいの程度が中・軽度であり、医療的ケアが必要なお子さんで、1歳児から就学前児童

●発達支援

窓 □ 子ども発達支援センター（元気創造プラザ1階）

☎ 0422-45-1122 Fax 0422-45-1178

発達に課題のあるお子さんに対して、その課題の解決に向けた親子参加型の相談支援プログラムを行っています。お子さんが持っている力を発揮できるよう、保護者の方が家庭でできるお子さんへの関わり方や手立ての工夫を一緒に考え具体的に学んでいきます。

対 象 発育、発達が気になる0歳～学齢前のお子さんとその家族

●児童発達支援事業（くるみ幼児園）

窓 □ 子ども発達支援センター（元気創造プラザ1階）

☎ 0422-45-1122 Fax 0422-45-1178

（発達に課題や障がいがあるお子さんの通園施設です。）地域での生活に必要な力を育てるため発達課題に応じたグループ編成のもと、集団での生活を基盤に、お子さんひとりひとりの発達支援を行います。また、家庭への支援や地域への支援も行っています。

対 象 2歳～学齢前の障がいや発達に課題のあるお子さん

12-3 教育

●就学相談

窓 □ 教育委員会 学務課総合教育相談室（教育センター）
☎ 0422-45-1151 内) 3258 Fax 0422-49-3924

お子さんの身体、生活面での発達に課題を感じ、教育について不安を感じたりしている方の相談を行っています。お子さんの健やかな成長のために、教育支援学級（固定制）、都立特別支援学校への入学、転学等ニーズに応じた相談を行います。

●教育相談

窓 □ 教育委員会 学務課総合教育相談室（教育センター）
☎ 0422-47-0110 Fax 0422-49-3924

お子さんの教育に関するさまざまな悩みや困りごとなどの相談を臨床心理士など専門スタッフがを行います。

●教育支援学級

三鷹市の教育支援学級は次のとおりです。

	学校名	学級名	障がい種類	電話
固定制	第六小学校	ふじみ学級	知的障がい	0422-44-0913
	第七小学校	さくら学級	知的障がい	0422-44-5390
	大沢台小学校	わかば学級	知的障がい	0422-32-2107
	東台小学校	くすの木学級	知的障がい	0422-47-7467
	高山小学校	わか竹学級	知的障がい	0422-45-2120
	第一中学校	I組	知的障がい	0422-45-0063
	第三中学校	I組	知的障がい	0422-44-6183
	第四中学校	E組	知的障がい	0422-43-9191
	第五中学校	E組	知的障がい	0422-43-0395
	第七中学校	E組	知的障がい	0422-31-1137

	学校名	学級名	障がい種類	電話
通級制	南浦小学校	きこえとことばの教室	難聴・言語障がい	0422-41-0061

●校内通級教室

全ての市内小・中学校に児童・生徒の特性に応じた指導を行う教室を設置し、教員が巡回して指導を行います。

さくら木教室（にしみたか学園）	つばさ教室（三鷹の森学園）
拠点校：第二小学校 32-3236 巡回校：井口小	拠点校：第五小学校 45-4180 巡回校：高山小
ポプラ教室（三鷹中央学園）	むつみ教室（連雀学園）
拠点校：第七小学校 44-5777 巡回校：第三小	拠点校：南浦小学校 43-1401 巡回校：第四小、第六小
けやき教室（東三鷹学園）	むらさき教室（鷹南学園）
拠点校：北野小学校 47-6852 巡回校：第一小	拠点校：中原小学校 45-2222 巡回校：東台小
せせらぎ教室（おおさわ学園）	
拠点校：羽沢小学校 32-8434 巡回校：大沢台小	
校内通級教室	
拠点校：第二中学校 31-6957 巡回校：第四中、第七中	拠点校：第六中学校 76-0122 巡回校：第一中、第三中、第五中

●特別支援学校

三鷹市の近隣にある都立特別支援学校は次のとおりです。

	学校名	設置学部	所在地	電話
視覚障がい	久我山青光学園	幼・小・中	157-0061 世田谷区北烏山4-37-1	03-3300-6235
	八王子盲学校	幼・小・中・ 高・専	193-0931 八王子市台町3-19-22	042-623-3278
聴覚障がい	大塚ろう学校 永福分教室	幼・小	168-0064 杉並区永福1-7-28	03-3323-8376 Fax 03-5376-2139
	立川学園	幼・小・中・ 高・専	190-0003 立川市栄町1-15-7	042-523-1358 Fax 042-523-6421
	中央ろう学校	中・高	168-0073 杉並区下高井戸2-22-10	03-5301-3034 Fax 03-5301-3035

	学校名	設置学部	所在地	電話
肢 体 不 自 由	光明学園	小・中・高	156-0043 世田谷区松原6-38-27	03-3323-8421
	小平 特別支援学校	小・中・高	187-0035 小平市小川西町2-33-1	042-342-1671
	村山 特別支援学校	小・中・高	208-0012 武蔵村山市緑が丘 1460-1	042-564-2781
	町田の丘学園	小・中・高	195-0063 町田市野津田町 2003	042-737-0570
	府中 けやきの森学園	小・中・高	183-0003 府中市朝日町3-14-1	042-367-2511
	大泉 特別支援学校	小・中・高	178-0061 練馬区大泉学園町9-3-1	03-3921-1381
	永福学園	小・中・高	168-0064 杉並区永福1-7-28	03-3323-1380
知 的 障 が い	青鳥 特別支援学校	高	154-0002 世田谷区下馬 2-38-23	03-3424-2525
	久我山青光学園	小・中	157-0061 世田谷区北烏山 4-37-1	03-3300-6235
	武蔵台学園	小・中・高	183-0042 府中市武蔵台2-8-28	042-576-7491
	町田の丘学園	小・中・高	195-0063 町田市野津田町 2003	042-737-0570
	調布 特別支援学校	小・中	182-0021 調布市調布ヶ丘1-1-2	042-487-7221
	小金井 特別支援学校	小・中	184-0005 小金井市桜町 2-1-14	042-384-6881
	清瀬 特別支援学校	小・中	204-0003 清瀬市中里 4-788-1	042-494-0511
	石神井 特別支援学校	小・中	177-0045 練馬区石神井台8-20-35	03-3929-0012
	田無 特別支援学校	高	188-0012 西東京市南町5-15-5	042-463-6262
	府中 けやきの森学園	小・中・高	183-0003 府中市朝日町3-14-1	042-367-2511
	永福学園	高	168-0064 杉並区永福1-7-28	03-3323-1380
	練馬 特別支援学校	高	179-0075 練馬区高松6-17-1	03-5393-3524
	病 弱	武蔵台学園 府中分教室	小・中	183-8561 府中市武蔵台2-8-29 (都立小児総合医療センター)
小平 特別支援学校 武蔵分教室		小・中・高	187-0031 小平市小川東町4-1-1 (国立精神・神経医療研究センター病院)	042-344-4537

このページは空白です

13 住まい

13-1 グループホーム

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

主として夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。利用の手続きなどについては、1～7ページをご覧ください。

13-2 家賃の助成など

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●グループホームの家賃助成

知的障がい者、身体障がい者及び精神障がい者のグループホームを利用される方に、一定の条件で家賃を助成します。助成の内容については6ページをご覧ください。

●住宅設備改善

在宅の障がい者（児）の日常生活の不便を改善するため、住宅の設備改善（リフォーム）の助成を行います。詳しくは、21ページをご覧ください。

13-3 賃貸住宅の居住支援

窓 □ 三鷹市障がい者自立支援センター ゆー・あい

☎ 0422-43-9047 Fax 0422-43-9045

●障がい者の入居支援・居住継続支援

通所施設等に継続して通所されている障がい者（三鷹市に住民票が1年以上ある方）で、民間の賃貸住宅に入居を希望している方に、入居に関する相談、協力不動産店舗の紹介と、入居時に保証人が見つからない方には民間保証会社の紹介等の支援を行います。また、入居後居住の継続に必要な支援を行います。

13-4 公営住宅

住宅に困っている収入の少ない方に対して、低額な使用料（家賃）で提供する住宅です。公営住宅の募集は「広報みたか」及び市のホームページに掲載してお知らせします。

●市営住宅の入居申込み

窓 □ 住宅政策課 ☎ 0422-29-9704 Fax 0422-48-0975

「三鷹市営大沢住宅（三鷹市大沢 6-6-1）」の入居者の募集は、空き室が発生する都度抽選により実施します。障がいの程度によって所得基準が緩和される場合があります。

●都営住宅（世帯向け）の入居申込み

窓 □ 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎ 03-3498-8894

募集時期 年4回（5月・8月・11月・2月）

- ① 5月と11月は抽せん方式による募集です（優遇抽せん有）。
- ② 8月と2月はポイント方式（住宅困窮度による判定）による募集です。
市内在住者を対象とした「地元募集」は随時実施（年1～2回程度）

優遇抽せん

①の抽せん方式の募集で多子世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯等が申込みの場合、一般の申込みより当せん率が高くなる制度です。障がい等に関連した基準は下記のとおりです。詳しくは上記に直接お問い合わせください。

資格要件 区分	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。	
甲優遇 抽せん番号 が5つもら えます。	心身障がい	ア 身体障害者手帳の交付を受けている軽度（5級～）の身体障がい者 イ 軽度の知的障がい者（愛の手帳の場合は4度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
	難病患者等	ア 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給を受けている方、または同法第5条第1項に規定する指定難病にかかっていることが診断書により証明できる方 イ 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づく医療費の助成を受けている方、または同規則別表第一、別表第三もしくは別表第五に掲げる疾病にかかっていることが診断書により証明できる方 ウ 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方、または児童福祉法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病にかかっていることが診断書により証明できる方
乙優遇 抽せん番号 が7つもら えます。	ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者	

●都営住宅（車いす使用者向け）の入居申込み

窓 □ 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

☎ 03-3498-8894

車いす使用者向けの募集は、単身者向け、世帯向けそれぞれに要件があります。詳しくは、上記に直接お問い合わせください。

●都営住宅使用料の減免

窓 □ 東京都住宅供給公社 お客様センター

☎ 0570-03-0071

都営住宅に入居している方で、障がい・難病世帯など特別な事情のある世帯に対して、一定の収入以下の場合、申請により使用料を減免します。許可要件、必要書類等については、世帯の状況によってそれぞれ異なりますので、使用料の減免申請をする前にお客さまセンターにご確認ください。

14 しごと

14-1 就労相談

●三鷹市障がい者就労支援センター かけはし

窓 三鷹市障がい者就労支援センター かけはし

☎ 0422-27-8864 Fax 0422-76-1442

一般企業への就労を希望する障がいのある方（またはご家族）に対し、就労に関する相談（予約制）、ハローワーク等と連携した求職活動支援や就職後の定着支援（登録制）を行います。面談の後、登録していただいたうえで、支援を開始します。

●三鷹公共職業安定所（ハローワーク三鷹）

窓 三鷹公共職業安定所専門援助部門

☎ 0422-47-8618 Fax 0422-76-3490

障がい者（身体・知的・精神障がい）の方のための専門の係があり、職業相談及び紹介を行っています。また、聴覚障がい者の方のための手話通訳付相談も行っています（毎月1～3回 水曜日 14時～16時）。

●障害者就業・生活支援センター オープナー

窓 障害者就業・生活支援センター オープナー

☎ 042-577-0079 Fax 042-575-8332

厚生労働省及び東京都の委託を受け、運営しています。多摩地域の障がい者の就労支援の拠点として、ハローワークや職業訓練機関、就労支援機関と連携しながら、障がい者の就職をバックアップします。

●日本視覚障害者職能開発センター

窓 （社福）視覚障害者職能開発センター

☎ 03-3341-0900 Fax 03-3341-0967

視覚障がい者の職業指導や相談を行います。

●東京障害者職業センター

窓 東京障害者職業センター ☎ 03-6673-3938 Fax 03-6673-3948

東京障害者職業センター 多摩支所

☎ 042-529-3341 Fax 042-529-3356

就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。ご利用の前に電話かファクスでご連絡ください。

●東京しごと財団

窓 （公財）東京しごと財団 障害者就業支援課 ☎ 03-5211-2681

障がいのある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習、定着支援等の様々な事業を行っています。

ホームページはこちらから▶▶



●障害者雇用就業サポートデスク【飯田橋・多摩】（東京しごと財団）

窓 □ （公財）東京しごと財団 障害者就業支援課

飯田橋・多摩共通 ☎ 03-5211-5462

就職を希望する障がいのある方と、障がい者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障がい者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障がい者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

【飯田橋】 月～金 午前9時～午後5時

【多摩】 月～金 午前9時～午後5時

14-2 職業訓練

●就労移行支援

窓 □ 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

サービスの内容、利用するための手続きなどについては、1～7ページをご覧ください。

●三鷹公共職業安定所（ハローワーク三鷹）

窓 □ 三鷹公共職業安定所

☎ 0422-47-8609 Fax 0422-49-0601

◆東京障害者職業能力開発校

情報系、ビジネス系、医療・福祉事務系など多職種の訓練を行います。

募集は毎年9月～12月頃に行います。

対象 身体障がい、視覚障がい、知的障がい、発達障がい及び精神障がいのある、義務教育終了の方

所在地 小平市小川西町2-34-1 ☎ 042-341-1411 Fax 042-341-1451

◆国立職業リハビリテーションセンター

障がいのある方の自立に必要な職業指導や職業訓練などを体系的に提供します。

機械製図科、電子機器科など。

対象 身体障がい、精神障がい、知的障がいなどの方

所在地 埼玉県所沢市並木4-2 ☎ 04-2995-1711 Fax 04-2995-1052

◆身体障害者福祉工場

工場の従業員として、各種の仕事に従事します。仕事の内容は、工場によって異なります。

対象 生活能力を有しながら、通勤の困難などの理由で、一般企業への就職困難な身体障がいの方

所在地 葛飾区、板橋区、大田区（宿舍を併設）

●ヘレン・ケラー学院

窓 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

あんま、マッサージ、指圧、はりきゅうの訓練。

対象 義務教育を終了した、15歳以上で視覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方
(入学試験あり)

所在地 新宿区大久保 3-14-20 ☎ 03-3200-0525 Fax 03-3200-0608

●障害者委託訓練事業（東京しごと財団）

窓 (公財)東京しごと財団 委託訓練推進班 ☎ 03-5211-2683

ハローワークと連携し、障がいのある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

14-3 雇用促進

●障がい者の雇用促進制度

窓 三鷹公共職業安定所 ☎ 0422-47-8609 Fax 0422-49-0601

ハローワークの紹介等により障がい者を雇用する場合に、公的な助成が受けられます。

●障がい者を雇用する事業主への助成

窓 独立行政法人 高齢・障がい・求職者雇用支援機構 東京支部

☎ 03-5638-2280 Fax 03-5638-2296

事業主や事業主の団体が障がい者を新たに雇い入れたり、障がい者の安定した雇用を維持するために、作業施設や設備の改善をしたり、職場環境への適応や仕事の習熟のためのきめ細かい指導を行ったりする場合、助成を行います。負担の軽減を図ることで障がい者の雇い入れや継続雇用を容易にしようとする制度です。

●東京ジョブコーチ支援事業

窓 (公財)東京しごと財団(コーディネート事業係) ☎ 03-5211-2682

障がいのある方が就職して円滑に働き続けることができるように、また企業がスムーズに受け入れられるよう、職場内外の環境を整えて職場定着を支援するジョブコーチを派遣します。

14-4 しごとの場

窓 障がい者支援課 障がい者相談係

☎ 0422-29-9233 Fax 0422-47-9577

●就労継続支援A型（雇用型）、就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人等に、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約を結んで利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型があります。

サービスの対象、利用するための手続き等については、1～7ページをご覧ください。
市内の施設一覧は101ページをご覧ください。

このページは空白です

15 おかね

15-1 資金の貸付

●生活福祉資金の貸付

窓 □ 三鷹市社会福祉協議会 総務課 事業係

☎ 0422-46-1108 Fax 0422-49-8437

高齢者や障がい者がいる世帯等に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と、経済的自立を目的とした制度です。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。原則として未払い、未契約の費用が対象で、利子は資金によって異なります。

※申込みから資金交付まで1か月程度時間がかかります。

15-2 自動車事故被害者に対する支援

●自動車事故被害者支援制度（NASVA）

窓 □ 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管支所

☎ 03-3621-9941 Fax 03-3621-9944

独立行政法人「自動車事故対策機構（NASVA）」の被害者支援事業のうち、重度後遺障がい者向けの制度があります。

◆介護料支給制度 ※介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可。

◆交通遺児等への修学資金貸付（死亡又は重度の後遺障がいとなった保護者の子で0歳から中学校卒業まで）

◆自動車事故による重度後遺障がい者（遷延性意識障がい者）専門のNASVA療護センターの設置・運営

このページは空白です

●自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の減免



・自動車税（環境性能割・種別割） ・軽自動車税（環境性能割）

東京都都税総合事務センター

☎ 03-3525-4066

・軽自動車税（種別割）

市民税課税務管理係

☎ 0422-29-9193

Fax 0422-48-2095

次の車両については、自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。減免の適用を受けられる要件その他詳細は、各問合せ先にご確認ください。

- ① 身体障がい者や精神障がい者（以下「身体障がい者等」といいます。）又は身体障がい者等と生計を同一にする方が所有する車両で、身体障がい者等のために使用するもの（軽自動車税（種別割）については、身体障がい者等が所有する車両で、常時介護する者が運転するものを含む。）
- ② 車両の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである車両

対 象

手帳の種類		障がいの程度	
身体障害者手帳/戦傷病者手帳		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障 が い の 区 分	視覚障がい	1級～3級・4級の1	特別項症～第4項症
	聴覚障がい	2級・3級	特別項症～第4項症
	平衡機能障がい	3級・5級	特別項症～第4項症
	音声機能、または言語機能障がい	3級 (こう頭摘出に限る)	特別項症～第2項症 (こう頭摘出に限る)
	上肢不自由	1級・2級	特別項症～第3項症
	下肢不自由	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
	体幹不自由	1級～3級・5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（上肢機能）	1級・2級	—
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能）	1級～6級	—
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	—
	肝臓機能障がい	1級～4級	特別項症～第3項症
愛の手帳	総合判定 1度～3度		
精神障害者保健福祉手帳	1級（自動車税の場合は、1級かつ精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る）		

（掲載内容及び順序は三鷹市市税条例施行規則による。）

※令和元年10月1日、地方税法の改正に伴い、自動車取得税が廃止され、自動車税と軽自動車税に「環境性能割」が導入されました。これまでの自動車税、軽自動車税はそれぞれ「種別割」と名称が変わりました。なお、軽自動車税（環境性能割）は市税となりますが、当分の間は都道府県が賦課徴収を行います。

16-2 公共料金など

●都立公園の無料入園と駐車場の無料利用

窓 各公園窓口

各都立公園窓口で手帳を提示すると、障がいのある方の入園料及び駐車料が無料になります。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者とその付添い人（必要な範囲に限る。原則 1 人。）

●NHK受信料の減免



窓 障がい者支援課 障がい者給付係

☎ 0422-29-8361 Fax 0422-47-9577

問合せ NHK東京西オフィス ☎ 042-528-6000

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者がいる世帯は、放送受信料が減免になります。生活保護受給中の方は生活福祉課が窓口になります。

対 象

◆半額免除◆

- ① 受信契約者が世帯主で、身体障害者手帳を所持する視覚障がい又は聴覚障がいの方
- ② 受信契約者が世帯主で、重度の障がい者（身体障害者手帳 1, 2 級、愛の手帳 1, 2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の手帳所持者）の方
- ③ 受信契約者が世帯主で、重度の戦傷病者（戦傷病者手帳の特別項症から第一款症まで）の方

◆全額免除◆

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、市民税非課税世帯

●水道・下水道料金の減免

窓 東京都水道局お客さまセンター ☎ 0570-091-100（ナビダイヤル）
※ナビダイヤルを利用できない場合

☎ 042-548-5110 Fax 042-548-5115

水道料金については、基本料金と 1 月当たり 10 m³までの従量料金の合計額、下水道料金については、1 月当たり 10 m³までの料金を減免します。

対 象 児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受けている方

●NTT無料番号案内（ふれあい案内）

窓 □ ふれあい案内事務局

（フリーダイヤル） ☎ 0120-104-174 Fax 0120-104-134
全国共通：受付時間9時～17時（土日祝休日、年末年始を除く）

NTTの電話番号案内の案内料が無料になる制度です。事前に登録が必要です。

対 象

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方
 - ・視覚障がい 1～6級
 - ・上肢機能障がい 1,2級
 - ・体幹機能障がい 1,2級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1,2級
 - ・聴覚障がい 2級,3級,4級,6級（1級,5級はなし）
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3級,4級（1級,2級はなし）
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方
 - ・視力の障がい 特別項症～第6項症
 - ・上肢の障がい 特別項症～第2項症
 - ・聴覚障がい 第2項症,第4項症
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症,第2項症,第4項症

●携帯電話の障がい者割引

窓 □ 各携帯電話会社営業所

携帯電話の基本料金等の割引が受けられます。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定医療費（指定難病）受給者証の所持者など

●郵便料金の減免等

窓 □ 各郵便局

◆「青い鳥郵便葉書」の無償配付◆

身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する理解と認識をさらに深めることを目的として、オリジナル封筒に入った郵便はがき20枚を年1回無料配布しています。

対 象 身体障害者手帳1,2級の方及び愛の手帳1,2度の方

手 続 毎年4～5月に受付しています。

◆障害者郵便物の料金減免◆

盲人用郵便物や聴覚障がい者用小包等に料金の減免があります。

17 社会活動への参加

17-1 文化

●みたかカラフルアート ～三鷹市障がい者作品展～

窓 障がい者支援課 障がい者支援係

☎ 0422-29-9232 Fax 0422-47-9577

障がいがある方々が製作した絵画、書、手工芸品などの作品展を実施します。
毎年障害者週間に合わせ、市民ホールで開催しています。

●東京都障害者総合美術展

窓 東京都福祉局障害者施策推進部企画課

☎ 03-5320-4147 Fax 03-5388-1413

障がい者の芸術・文化活動への参加及び優れた才能の発掘・育成を通じて生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するとともに、障がい者への理解を深めることを目的として毎年開催されています。

●アール・ブリュットみたか

窓 アール・ブリュットみたか連携協議会事務局
(公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団)

☎ 0422-47-9100

三鷹市及び三鷹市スポーツと文化財団主催のアーティストイベントです。障がいの有無等にかかわらず、多様で自由な表現の場として毎年秋ごろに開催します。

17-2 スポーツ

●三鷹市障がい児水泳教室

窓 障がい者支援課 障がい者支援係

☎ 0422-29-9232 Fax 0422-47-9577

心身の訓練を兼ねて、ボランティアの方の指導のもと水泳を楽しみます。年10回、日曜日の午前中に行っています。

対象 小学生から19歳までの方（申し込みが定員に満たない場合は、20歳以上の方も参加できます。ただし、教室の回数が変更になる可能性があります。）

●東京都障害者スポーツ大会

窓 東京都障害者スポーツ協会

☎ 03-5206-5586

身体部門、知的部門及び精神部門があります。

●スポーツに関する相談・講習（東京都障害者スポーツ協会）

窓 東京都障害者総合スポーツセンター

☎ 03-3907-5631 Fax 03-3907-5613

東京都多摩障害者スポーツセンター

☎ 042-573-3811 Fax 042-574-8579

◆健康スポーツ相談◆

医師や医学療法士及びスポーツスタッフが、運動内容や運動量等について助言指導します。

◆スポーツ導入教室◆

初めて利用される方や不安を抱えている方に対して、安心してスポーツ活動が行えるような支援を行います。

●障がい者の方に配慮したスポーツ施設

名称	所在地	窓口
SUBARU 総合スポーツセンター	三鷹市新川 6-37-1	三鷹市スポーツと文化財団 ☎ 0422-45-1113
東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台 1-2-2	東京都障害者スポーツ協会 ☎ 03-3907-5631
東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台 2-1-1	東京都障害者スポーツ協会 ☎ 042-573-3811
戸山サンライズ全国障害者総合福祉センター体育館	新宿区戸山 1-22-1	戸山サンライズ全国障害者総合福祉センター ☎ 03-3204-3611
東京都パラスポーツトレーニングセンター	調布市西町 376-3	東京都障害者スポーツ協会 ☎ 042-443-2850

17-3 レクリエーション

●三鷹サタデー学級

窓 □ みたかボランティアセンター ☎ 0422-76-1271 Fax 0422-76-1273
知的障がい児、知的障がい者を対象として、毎月第2、4土曜日に、スポーツの部と文化部に分かれて活動しています。

●東京都障害者休養ホーム事業

窓 □ 障がい者支援課 障がい者給付係
☎ 0422-29-9234 Fax 0422-47-9577

問合せ (公財)日本チャリティ協会
☎ 03-3353-5942 Fax 03-3359-7964

障がい者(児)とその家族の保養のために、箱根、熱海、鴨川などの指定された保養施設の利用料の一部を補助します。窓口でパンフレットと申込書を配布しています。

補助額 障がい者 大人 6,490円まで(子ども5,770円まで)
付添者 大人 3,250円まで

対象 ①都内に居住する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
②障がい者(児)等に同行する付添い人(上記対象者につき一人)

●三鷹市福祉バス「ふれあい号」の利用

窓 □ 障がい者支援課 障がい者支援係
☎ 0422-29-9232 Fax 0422-47-9577

市内の福祉団体が福祉活動や研修を行う際、福祉バスを無料で利用することができます。(車いす用リフト付きバスも利用可)乗車人数や状況に応じたバスを配車します。有料道路や駐車場の利用料金は、利用団体の負担になります。

対象 障がい者に対しその社会活動を支えている団体(登録が必要)

利用回数 1団体当たり、同一年度内に宿泊(1泊2日)1回、日帰り1回の計2回まで
宿泊の利用がない場合は、同一年度内に日帰り2回まで利用可能です。

乗車人数 20人以上49人以下 ※19人以下、50人以上の利用はできません。

運行距離 ・日帰り…片道150km以内 ・宿泊…片道250km以内

運行時間 午前7時から午後7時までの間のうち9時間以内

手続 窓口へお申し込みください。利用日の6ヶ月前の月初から受け付けます。

このページは空白です